

畑や庭から出た草木は極力次のように処理をし、近所の迷惑にならないようにお願いします。

- ・焼却せず、堆肥にするなど、なるべく土に還す。
- ・よく乾かして「もえるごみ」に出す。

### 不法投棄の禁止

・不法投棄(廃棄物をみだりに投棄すること)は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金などに処せられます。

## ▶ 環境・ペット

問 環境交通課 環境交通班 TEL.773-6666

### 油漏れ、水質異常

油漏れや河川などの水質異常に気づいたら、直ちにご連絡ください。

### 地下水採取に対する規制

条例により、市内全域で地下水の採取を規制しています。地域によって規制基準が異なります。井戸の設置やポンプの交換、洗浄をする場合は、許可が必要です。井戸の施工は、市の登録業者でなければできません。井戸の設置などは、環境交通課、または登録業者にご相談ください。

登録業者は市ウェブサイトを確認いただくか、電話などでお問い合わせください。

### 鳥獣保護・捕獲

鳥獣保護・捕獲・狩猟に関することは、環境交通課にお問い合わせください。

鳥獣による農作物被害に関することは、農林課にお問い合わせください。  
農林課 TEL.773-6663

### 小動物の死骸(しがい)

私有地内で、飼い主のいない動物死骸を発見した場合は、可燃ごみ(燃やせるごみ)として処理してください。公道上の場合は、市で対応しますので、ご連絡ください。

### 防除機の貸出し(アメリカシロヒトリの防除など)

市で所有している防除機を、行政区に貸し出しています。

貸出しは予約制ですので、行政区で防除機を借りたい場合は、ご連絡ください。

### ハチの駆除

市では、ハチの駆除は行っていません。民間の駆除業者に、直接お問い合わせください。

### こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察・調査やリサイクル活動など、地域の中で身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組みます。(問合せは、環境交通課内こどもエコクラブ事務局まで)

### 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報・警報が発令されたときは、屋外では被害を受ける可能性が高くなりますので、なるべく外出を控えてください。また、自動車の排気ガスやばい煙が光化学スモッグの原因になりますので、不要・不急の自動車の使用は控えてください。



広 告

## 安心・安全・信頼をモットーに

冷暖房空調設備

給排水衛生設備

上下水道工事

井戸・消雪工事

### 貯水槽清掃・設備保守点検

# 株式会社 サドヤ

南魚沼市六日町350-1 TEL.025-772-2353(代) FAX.025-772-4181



## 犬の登録

生後91日以上の子犬は、市への登録が、法律で飼い主に義務付けられています。

飼い犬に関する各種申請・届出は、環境交通課、大和・塩沼市民センターで受け付けます。

### ▶新規登録

登録には飼い主・飼い犬の情報を「犬の登録申請書」に記載し、申請してください。登録手数料は、1頭につき3,000円です。

市指定獣医師のいる動物病院などでは、狂犬病予防注射と同時に登録もできます。(登録のみはできません)

### ▶犬の転入・転出

市外から犬が転入する場合は、前所在地の鑑札を持参し、届け出てください。

市から犬が転出する場合は、転出先の市区町村に、南魚沼市の鑑札を持参し、届け出てください。

### ▶変更

登録済みの犬を譲り受けた場合や、転居などで登録内容が変わった場合は、変更の届出が必要です。

### ▶犬の死亡

登録している犬が死亡した場合は、死亡届を提出してください。

市の斎場でペットの火葬ができます。電話で予約してください。(TEL.782-0527)

## 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には1年に1回、4月から6月までに、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で飼い主に義務付けられています。

市では毎年4月に各地区で、集合注射を実施しています。会場や日程などの詳細は、市報や市のウェブサイトをご覧ください。

予防注射は動物病院などでも受けることができます。料金は集合注射とは異なりますので、各動物病院にご確認ください。市指定獣医師以外の場合、獣医師から

広告

## 六日町動物病院

animal hospital



| 診療受付時間      | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~11:30  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 休 |
| 16:00~18:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 休 | 休 |

休診日 日曜・祝日  
南魚沼市美佐島1908-1

TEL(025)770-0370

の証明書(注射済証)を市に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。交付手数料は、1頭につき550円です。

### ▶指定獣医師

犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付を、市に代行しに行く獣医師です。市ウェブサイトでご確認ください。

## ペット・動物愛護

特定動物の指定がある動物の飼育は、県知事の許可が必要です。また、動物取扱業を行うには、県知事に登録が必要です。

なお、ペットに関する質問・苦情などは、環境交通課にお問い合わせください。

## その他各種環境問題

環境基本計画・環境行動計画・温暖化対策・新エネルギー・外来種問題など、環境分野全般を担当しています。

## 改葬・墓地

問 環境交通課 環境交通班 TEL.773-6666

### 改葬

市内のお墓に埋葬してある遺骨を別のお墓に移すときは、市の許可が必要です。「改葬許可申請書」に必要事項を記載し、新しく移す先の墓地利用許可証などの写しを添えて、環境交通課、大和・塩沼市民センターへご提出ください。交付手数料は1人につき300円です。

### 墓地の経営・変更・廃止

墓地の経営や面積の変更、廃止をするときは市の許可が必要ですので、事前にご相談ください。

## 仕事・産業

問 商工観光課 商工振興班 TEL.773-6665(商工業に関すること)

農林課 農業振興係 TEL.773-6663(農業に関すること)

### 企業立地促進

市内に下記の業種企業の立地を促進するため、一定の条件を満たした場合、固定資産税の課税優遇措置、奨励金の交付を行います。

#### ▶業種

製造業・情報サービス業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業など

#### ▶条件

- ・事業開始3年以内に、事業開始前と比較して5,000万円以上付加価値が増加する計画であること。
- ・事業開始から1年を経過した時点の新規常用雇用者が3人以上の計画であること。

